

「法人との対話」

内閣府公益認定等委員会は、このような表題の文章を平成 29 年 4 月に公表しました。そこでは、次のような考えに基づき、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報交換や意見交換をすることによって、意思疎通を図るための活動をさまざまに行っていくことを予定しています。

公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念に則って自立し、自立性を十分に発揮して運営していることが求められます。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されています。

また、公益認定法に基づく公益認定の審査と公益法人の監督を行う本委員会は、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切であると考えています。



具体的な活動予定は、以下のとおりです。

<ラウンドテーブル>

互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と公益法人等の関係者が率直な意見交換を行う。

12 月頃の予定。

＜法人訪問＞

公益認定等委員会の委員が公益法人を訪問し、当該法人の活動状況の視察や意見交換を行う。

内閣府認定法人・・・5月、10月、12月頃の予定。

都道府県認定法人・・・9月、10月、12月頃の予定。

＜セミナー・相談会＞

イ テーマ別セミナー

公益法人の運営全般の中から公益法人の関心が高いテーマを取り上げたセミナーを開催する。

7月、11月、12月頃の予定。

ロ 相談会・基本セミナー

公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する相談会を開催する。また、会場では、公益法人制度の基本的な事項に関するセミナーも同時に開催する。

5月から3月頃の予定。(東京10回、地方6回)